



写真: ミニバスケットボール・税金教室

めざします。企業の繁栄と社会への貢献





主な内容

巻頭寄稿 第14回定時総会 甲府税務署の異動関係 税金教室 源泉部会講習会等 ミニバスケットボール・税金教室 タオル等寄贈 令和7年度税制改正に関する提言 法律相談Q&A 税務相談Q&A

URL.https://www.kofu-hojinkai.jp E-mail.info@kofu-hojinkai.jp



公益社団法人甲府法人会 青年部会 副部会長 「第39回法人会全国青年の集い山梨大会」 実行委員長)

中沢 雄

務めます中沢です。 下、「青年の集い」)の大会実行委員長を 来年11月20・21日に開催される「第39 法人会全国青年の集い山梨大会」(以

対する活動や租税教育を中心テーマに 情報交換や研鑽の場として開催されてい 員約2,000人が集まり、地域社会に 年の集い」は毎年1回、全国の青年部会 大木会長の記事にもあります通り、「青 前号(4月号)で、大会会長を務める

場所、大会スローガンや大会シンボル らに大会運営にかかる業務について、 まで4回の実行委員会を行って日程や 会を含む、県内の4法人会青年部会が 委員会を立ち上げ、甲府法人会青年部 マークなどを協議してきました。さ 丸となって準備を進めており、これ 山梨大会にむけて、昨年9月に実行

> 当を振り分け、現在は個別の委員会で 細部を進めているところです。 8つの委員会を作り、各青年部会へ担

動となります。県内の4つ青年部会にお 地である山梨県のPRの準備が最初の活 を行い、山梨大会にお招きする準備をし いて、それぞれの名所でPR動画の撮影 年の集い」が、11月7日・8日に福井県 営に関する準備を進める中、今年の「青 担当します。また、来年の山梨大会の運 康経営プレゼン担当委員会」、「式典・記 委員会」、「広報委員会」、「租税教育・健 ています。 で開催されますので、そこで次年度開催 念講演会担当委員会」の4つの委員会を なかでも甲府法人会青年部会は「総務

杯のPRをしてまいりたいと思います。 に山梨の地を訪れていただけるよう精 来年、全国から多くの青年部会員の方々

> 願いするとともに、6年前に「全国女性 ドルがあるかと思います。親会の役員の むけて努力してまいりたいと思います。 心。を学ばせていただき、大会の成功に した女性部会の皆様から、おもてなしの フォーラム山梨大会」を大成功に導きま 皆様や、会員企業の皆様方のご協力をお

(有限会社中沢実業 専務取締役

県連に法人会活動の城を築き、全国の法人

「絆」と「助け合い」の心で、各単位法人会・

名峰富士のもと、全国から集う仲間が

"人"であり、絆であると詠みま

これからの準備において、様々なハー ものは した。 は敵なり」と、立派な城などより大切な 《大会スローガン》 人は城 人は石垣 人は堀 情けは味方 仇 戦国時代、郷土の英雄『武田信玄』は、 人は石垣 〜光り輝く未来のために〜

人は城

担う子供たちの光り輝く未来につながる大 会の活動が輝くことで、地域や国の将来を 会になる様、願いを込めております。



(山梨大会PR動画撮影シ

《大会シンボルマーク》

垣」に見立て、山梨県内4単位会を表現 供たちのために、光り輝く活動を行える しています。青年部会が次世代を担う子 を「人」と「城」に見立ています。さら よう、富士山の上に星を配置しています。 に武田家の家紋である4つの菱形を「石 山梨県の最大のシンボルである富士山



認されました。 しました。 第 14

5月21日、アピオ甲府において、 第14回定時総会を開催し、 会員企業

回定時総会を開催

性部会

定時総会を開催

租税教育活動を積極的に取り組むことを承認

選の議案が審議され、満場一致にて承審議を行い、令和5年度決算、役員補理事会決議を経て上程された議案の本総会は関会長の挨拶の後、第42回 102社が出席しました。

発活動」の拡大、社会貢献事業などに令和6年度も、「税知識の普及・啓 一層力を入れていくことなどを確認 定時総会後の表彰式では、当会に永

る表彰を行いました。 年ご尽力をいただいた役員等に対す

功労者表彰受彰者 本年度総会において表彰を受けた方々 ※敬称略

ボディーサービス

有雨宮オート (敷島支部 支部長)

雨 **理** 宮

恵美

(女性部会 部会長

飯理

明 **事** 美

島

株入兆

AIG損害保険株

保坂

ソンキヤ・ナビン 会員増強表彰

株世界貿易

本年度総会において新たに役員に選任

された方

株山梨文化会館

鈴 **理** 木

利 **事** 洋



あいさつする関会長



あいさつする飯島女性部会長



女性部会·青年部会 合同懇親会



あいさつする大木青年部会長

ただきました。 会から関会長と近藤副会長にご出席 長をはじめとする幹部職員の皆様、 第14回定時総会を古名屋ホテルにおい て開催しました。甲府税務署の穴澤署 5月14日、 女性部会及び青年部会の

に沿って、 て活動を進めていきます。 計画が満場一致にて承認されました。 5年度の事業報告と令和6年度の事業 両部会ともに、承認された事業計画 女性部会及び青年部会ともに、 特に租税教育活動に注力し 令和

着任の御

甲府税務署長

轟

とお慶び申し上げます。 会の皆様には、ますます御清栄のこと 残暑の候、 公益社団法人甲府法人

この度の人事異動で甲府税務署長を

ら転任して参りました轟でございます。 拝命し、東京国税局調査第二部次長か し上げます。 前任の穴澤同様、 関会長をはじめ甲府法人会の皆様に よろしくお願い申

催や小学校での租税教室への講師派遣、 きコンクールの作品募集、親子で学ぶ税 税に関する習字展、 識の普及を目的とした各種研修会の開 体」という理念の下、税の啓発、 国と社会の繁栄に貢献する経営者の団 発展を支援し、地域の振興に寄与し、 税のオピニオンリーダーとして企業の 甲府法人会の皆様におかれましては、 税に関する絵はが 税知

り厚く御礼申し上げます。

格別の御理解と御協力、

御支援を賜

は、平素から円滑な税務行政の運営に

だいております。 の租税教育に積極的に取り組んでいた 金教室など、次の世代を担う子供達へ

ります。 携わる者として大変心強く感じます の熱意に心から敬意を表する次第であ とともに、 こういった活動は、私ども税務行政に のタオル等の寄贈や「富士山クリーン 展開されるとともに、社会福祉施設へ 税制度の実現に向けた各種の事業を の活用の呼びかけなど、適正な申告納 向上のための自主点検チェックシート 積極的に実施しておられます。 皆様の 作戦」の参加など、 また、「企業の税務コンプライアンス 関会長をはじめ会員の皆様 社会貢献活動も

関係を維持しつつ、皆様の活動の一助と 頼関係、連携を大切にし、緊密な協調 活動に対しまして、引き続き相互の信 いただく所存であります。 遣など、できる限りのお手伝いをさせて なれますよう、各種研修会への講師派 私どもは、このような甲府法人会の

甲

Tax提出依頼に御協力をいただき感謝 報の自動入力につきましては、 し上げます。 納税者の利便性の向上のため、 を申し上げます。 皆様への制度周知及び源泉徴収票のe-もお力添えを賜りますよう、お願い申 始したマイナポータル連携による給与情 制度の定着ひいては

連携・協力は欠かせないものと考えて の対応など、甲府法人会の皆様方との 務化が開始した電子帳簿等保存制度へ 電子取引に関するデータ保存の完全義 に取り組んでおり、令和6年1月から 点から、税務行政のDXの更なる推進 社会全体のDX推進への貢献も図る観向上や税務行政全体の効率化に加え、 おります。 国税当局においては、納税者利便の

納付、その他会計・税務のデジタル化 をはじめ、法人税のALL e-Taxや お願い申し上げます。 ル化促進に御協力をいただきますよう、 を含めた様々な側面からの業務のデジタ 年末調整手続の電子化、キャッシュレス は、引き続き各税目のe-Taxの利用 甲府法人会の皆様におかれまして

心から祈念いたしまして、 皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を とさせていただきます。 府法人会の益々の御発展と、会員の 最後になりますが、公益社団法人 着任の挨拶

会員の

今後と

さて、令和5年分の確定申告から開

| 令和6事務年度・法人系統職員新旧対照表 (令和6年7月10日) | | | | | | |
|--|---|----------------------------|-------|--------------------------------|--|--|
| | 新 | メンバー | IB | メンバー | | |
| 官職 | 氏 名 | 前 任 署 等 | 氏 名 | 転 任 先 等 | | |
| 署長 | ま 智春 | 東京国税局 調査第二部 次長 | 穴澤靖 | ご退職 | | |
| 副署長 | イナダノリュ # 稲田統由起 | (留任) | 稲田統由起 | (留任) | | |
| 法人1統括官 | オオヤマチナミ大山千奈美 | 大月税務署法人課税第1部門 統括国税調査官 | 中島 幹夫 | 神田税務署 法人課税第 1 部門 統括国税調査官 | | |
| 法人2統括官 | ^{カマタ アキラ} 鎌田 晃 | (留任) | 鎌田 晃 | (留任) | | |
| 法人審理担当 | + n + n + r x x x x x x x x x x x x x x x x x x | 甲府税務署 法人課税第 6部門 上席国税調査官 | 吉野鎮 | 山梨税務署 法人課税部門 上席国税調査官 | | |
| 源泉審理担当 | 宮坂蓉子 | 甲府税務署 法人課税第 1 部門 国税調査官 | 津田 伸介 | 渋谷税務署 特別国税調査官(源泉所得税担当) 上席国税調査官 | | |

— 3 —

青年部会・女性部会が実施した「税金教室」

| 実施日 | 学 校 名 | 講師 |
|------------|--|--------------------------|
| 5月20日(月) | 韮崎市立韮崎北東小学校 | 講師:大木賢太郎 氏、日原孝樹 氏 |
| 3/201 (//) | 韭啊II | 講師:中沢雄一 氏、遠藤宗和 氏 |
| 6月 6日 (木) | 南アルプス市立櫛形西小学校 | 講師: 雨宮恵美 氏、永井理恵 氏 |
| 6月14日(金) | 甲斐市立竜王南小学校 | 講師: 雨宮恵美 氏、武藤嘉世 氏 |
| 6月17日(月) | 菲崎市立菲崎小学校 | 講師:日原孝樹 氏、細田和宏 氏 |
| | 11111111111111111111111111111111111111 | 講師:竹野幹男 氏 |
| 6月18日 (火) | 北杜市立明野小学校 | 講師:遠藤宗和 氏、前田大治郎 氏 |
| 6月19日 (水) | 南アルプス市立大明小学校 | 講師: 内藤誠子 氏、永井理恵 氏 |
| 6月20日(木) | 甲府市立北新小学校 | 講師:鮫田光一 氏、長澤 修 氏 |
| 7月17日 (水) | 中央市立三村小学校 | 講師:飯島朱美 氏、秋山加代子 氏、武藤嘉世 氏 |
| | | 講師:大木賢太郎 氏、丸茂正樹 氏 |

※7月17日(水)の中央市立三村小学校においては、関会長も税金教室を見学されました。



韮崎市立韮崎北東小学校



韮崎市立韮崎北東小学校





甲斐市立竜王南小学校



韮崎市立韮崎小学校



南アルプス市立櫛形西小学校





甲府市立北新小学校



北杜市立明野小学校



中央市立三村小学校



南アルプス市立大明小学校



中央市立三村小学校



と 上 府会場、 行い、講習会講師は甲府税務署源泉田副部会長と久武世話人から挨拶を 開催しました。 所得税担当の津田上席調査官が務め行い、講習会講師は甲府税務署源泉 したい内容の日程だけのご参加も可 本講習会は研修内容により、 開講式では佐々木源泉部会長と内 がスタートしました。 級講座を行い来年1月までの 泉部会講習会は、 多くの皆様のご参加をお待 6日に韮崎会場の第1 両会場とも初級 6 月 3 日 講座 口

を

令和6年度源泉部会講習会今度の講習要項(初級講座)

| | 月日 | 研修項目 | 研 修 内 容 |
|-----|--------------------------------|-----------------------------------|---|
| 第3回 | 甲府会場 9月11日(水) | 特殊な給与・現物給与の 取り扱い | ○課税・非課税となる給与○各種手当・物品支給・経済的利益 |
| | 韮崎会場 9月12日(木) | 年末調整の電子化 | ○年末調整の電子化のメリット等 |
| 第4回 | 甲府会場10月 9日(水) 韮崎会場10月 8日(火) | 年末調整事務 【初心者向け基礎講座】 | ○年末調整のしかた(概要解説及び問題演習)○年末調整の電子化 |
| 第5回 | 甲府会場10月30日(水) 韮崎会場10月29日(火) | 年末調整事務(各種用紙配布) ※初級講座·上級講座 合同開催 | ○年末調整のしかた ○法定調書の作成と提出 ○給与支払報告書の書き方と提出 |
| 第6回 | 甲府会場 1月 9日(木) 韮崎会場 1月 8日(水) | | ○年末調整で受けることができない控除 (医療費控除・住宅借入金等特別控除 (1 年目)等) ○給与所得者で確定申告が必要となる場合 (給与以外に収入があるとき) |

(上級講座)

| | 月 | 日 | | 研 修 項 目 | 研 修 内 容 |
|-----|----------------------|------------|----------------|-----------------------------------|--|
| 第3回 | 甲府会場 5 | 9月1 9月1 | 1日(水) 2日(木) | 特殊な給与・現物給与の取り扱い | ○課税・非課税となる給与○各種手当・物品支給・経済的利益○誤り易い事例 |
| | | | | 年末調整の電子化 | ○年末調整の電子化のメリット等 |
| 第4回 | 甲府会場1(韮崎会場1(| 0月 | 9日(水) 8日(火) | 報酬・料金の源泉徴収事務 | ○給与所得と事業所得の区分○課税となる報酬・料金等の範囲○問題演習 |
| 第5回 | 甲府会場 1 (韮崎会場 1 (| 0月3 0月2 | 0日(水) 9日(火) | 年末調整等事務(各種用紙配布) ※初級講座·上級講座合同開催 | ○年末調整のしかた○法定調書の作成と提出○給与支払報告書の作成の提出 |
| 第6回 | | | 9日(木) 8日(水) | 給与所得者の確定申告 ※初級講座・上級講座合同開催 | ○年末調整で受けることができない控除(医療費控除・住宅借入金等特別控除 (1 年目) 等)○給与所得者で確定申告が必要となる場合(給与以外に収入があるとき) |



NHKからの取材を受けたセミナーの様子

点検チェック向上のためにな Q&A、また、6月から実施された「定 を提示しながら、 官と津田上席調査官が務め、 オンライン視聴をいただきました。 額減税」についてのセミナーを開催 インボイス制度のお問合せの多い しました。4名の会場参加と18名 講師は甲府税務署の吉野上席調 6月11日、 作成した「法人会自主 税務コンプライアンス 分かりやすく説明 具体例

梨QB)のプロ選手14名が参加しまし 童47名と、 を5年ぶりに開催し、 バスケットボールチームに所属する児 て「ミニバスケットボール・税金教室」 ーグ山梨クィーンビーズ(以下:山 7月7日、 バスケットボール女子W 甲斐市敷島体育館におい 山梨県内のミニ

献活動の一環として県内4法人会共催 参加し協力しました。 府法人会青年部会からも部会員4名が で開催しました。当日の運営には、 この活動は、 租税教育活動と社会貢 甲

ゲームも行い、会場は大変盛り上がり 術指導のほか、児童とプロ選手のミニ QBの選手の華麗なプレーの見学や技 が税金について楽しく学ぶことができ 選手が務めるなど、会場に集った全員 税の啓発活動としてクイズ形式による 『税金教室』を行い、講師は山梨QBの バスケットボール教室では、 バスケットボール教室に入る前に、

税金クイズに答える児童



プロ選手と対決



サイン会



ドリブルを学ぶ児童



税金教室の講師を務めたプロ選手

と山梨県社会福祉協議会を通じて、 渡しました。これらの品々は、

内の福祉施設などに贈られます。

今年度も、

引き続き寄贈活動をはじ

〜」をテーマに記念講演が行われまし

の出会い〜今、

我々に求められること

下野竜也氏を講師に迎え「音楽・師と NHK 交響楽団の正指揮者でもある

めとした社会貢献活動を行ってまいり

協議会の小澤常務理事に、それぞれお

山梨県

て支援局の小澤次長、山梨県社会福祉

寄贈式では、

関会長から山梨県子育

甲府法人会たより

寄せられた品々

タオル類 500枚 石けん類 88個

箱ティッシュ 80箱

使用済み切手 10.5kg

未使用切手 60 枚

未使用テレホンカード 7枚

山梨県と山梨県社会福祉協議会に寄贈 ら寄せられたタオル、石けん、ティッ しました。 会連合会は、 7月18日、 使用済み切手などの品々を、 定時総会の出席者などか 甲府法人会と山梨県法人

社会貢献活動

会員から寄せられたタオル等を寄贈



山梨県社会福祉協議会への寄贈

等寄贈式 箱ティツ

山梨県への寄贈

甲府法人会女性部会から7名が参加

しました。

広島交響楽団

0)

桂冠指

揮者

を大会キャッチフレーズに開催され、

〜多島美の瀬戸・豊かな里山から〜」

OSHIMA 今、

みつめなおそう!

体育館)

において「2024 HIR

島グリーンアリー フォーラム広島大会」

ナ

(広島県立総合 が広島市の広 4 月 18 日、

「第18回法人会全国

女性

云全国女性フォーラム(広島大会)

日本の食品ロス問題の第一人者である ロスの取り組みについて」をテーマに、 優秀作品の展示や、 るのか、活発な議論が交わされました。 品ロス」を減らすために、法人会女性 その後、全国各地の女性部会長らが「食 井出留美氏による講演会が開催され 産展などが行われました。 部会として、どのような取組みができ 税に関する絵はがきコンクール」の 大会前段の情報交換会では、「食品 全国の小学生を対象とした 広島県の特産品物



山梨県内4単位からの参加者の皆様



大会式典

7月3日と10日の早朝に、

小瀬ス

活 動

内のゴミを拾いながら約1時間 る「ゴミ拾いウォーキング」を行い ポーツ公園において青年部会員によ プロジェクト」の一環として、 いる「財政健全化のための健康経営 この活動は青年部会が取り組んで 公園

ウォーキングで汗を流しました。



「ジギョケイ」 の認定はお済でし うか? ょ

認定し、 補助金の加点措置等を受けることができ 減災設備に対する税制措置、 のです。策定した計画を経済産業大臣が 将来的に行う災害対策などを記載するも 防災・減災対策の第一歩として取り組む 中小企業が自社の災害リスク等を認識し ために、必要な項目を盛り込んだもので、 認定を受けた中小企業は、 防災

なりわい再建支援補助金と受給要件

令和6年能登半島地震において被災事

トの相談をお勧めします。

事業継続力強化計画 認定制度が誕生した背景

Plan(事業継続計画)の略語で、 事業を継続するための計画です。 危機的な状況が発生した場合に、 В С Ρ は、 **Business Continuity** 企業が 災害や

行ってまいりましたが、策定率は約15% 程度にとどまっています。 中小企業庁ではBCP策定の推進を

取り組むハードルが高い」などがあげら か分からない」「人手不足」「複雑と感じ 理由としては、「何から始めれば良い

認定制度が2019年7月からスタート について議論され、「事業継続力強化計画」 導で発足し、中小企業の事業継続力強化 しました。 中小企業強靭化研究会」が中小企業庁主 そこで事業継続の有識者で構成された

事業継続力強化計画とは

な略称で「ジギョケイ」と呼ばれています 事業継続力強化計画」ですが国の正式 低利融資 です。

旧費用を補助します。 が大きい自然災害が発生した際に措置さ 体が財源を拠出する補助金で、 建支援補助金」制度が立ち上がりました。 「なりわい再建支援補助金」 申請した事業者の施設・設備等の復 は、 特に被害 国と自治

限は16億円以内となっています (中堅企業は1/2)が補助され、 また、中小企業では復旧費用の3 補助上 4

取得が必須とされています。 要件として、事業継続力強化計画の認定 ただし、この補助金を受給するための

を取得しています。 すく、すでに全国で7万社の企業が認定 ジギョケイはBCPよりも取り組 みや

に留まっています。 は認定企業数115社、認定割合は4.1% は506社で、甲府法人会の会員企業で しかしながら、山梨県内の認定企業数

き、ジギョケイの認定サポートとリスク AIG損害保険ではこの国の要請に基づ らも会員企業にとって非常に重要なこと 状態にしておくことは事業継続の観点か 前対策の見直しと、補助金を受給できる 法人会制度商品の受託保険会社である 今後の大災害に備え、防災・減災の事 業者の事業再建支援として「なりわい再

ださい。 信されるか、 同封されているアンケートを事務局へ返 相談につきましては、 直接AIG損保へご連絡く 今回の広報誌に

ので、是非ともこの機会に認定取得サポー コンサルティングや地震や水害が発生し た際の資金対策のご案内をしております

| これまでに措置されたグループ補助金/なりわい再建支援補助金(2024年3月現在) | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 年度 | 災害名 | 主な被災地 | | | |
| 2011年(平成23年) | 東日本大震災 | 青森県·岩手県·宮城県·福島県·茨城県·栃木県· 千葉県·新潟県·長野県 | | | |
| 2016年(平成28年) | 熊本地震 | 熊本県 | | | |
| 2018年(平成30年) | 梅雨前線(平成30年7月豪雨等)· 台風第5号·第6号·第7号·第8号 | 岡山県·広島県·愛媛県 | | | |
| 2019年(令和元年) | 台風第19号·第20号·第21号 | 岩手県·宮城県·福島県·茨城県·栃木県·群馬県·埼玉県·千葉県· 東京都·神奈川県·新潟県·山梨県·長野県·静岡県 | | | |
| 2020年(令和2年) | 梅雨前線(令和2年7月豪雨等) | 山形県・長野県・岐阜県・島根県・福岡県・佐賀県・ 熊本県・大分県・鹿児島県 | | | |
| 2024年(令和6年) | 令和6年能登半島地震 | 石川県·富山県·新潟県·福井県 | | | |

A I G 損害保険株式会社 山梨支店 担当:西須(さいす) お問合せ先 TEL 055-228-6311 FAX 055-233-5323

アンケート調査結果 税制改正に関する 令和7年度

回答総数 726社 (令和6年4月実施

施し、 関する提言」の参考とさせてい 当会の「令和7年度税制改正に 業の皆様からご回答をいただき、 を実施しました。このアンケー 制改正に関するアンケート調査 ト調査は全会員企業を対象に実 会連合会では、本年4月に「税 甲府法人会および山梨県法人 本年は726社の会員企

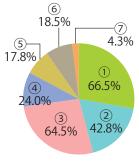
> ⑦その他 ④役員給与の損金算入の拡充 ③雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充 ⑥欠損金の繰戻還付制度の拡充 ⑤交際費課税の損金算入枠の拡大

合計

726

31

6 134



| _ | | _ | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 1 | 2 | 3 | (4) | (5) | |
| 483 | 311 | 468 | 174 | 129 | |
| | | | | | |

⑤その他 ④わからない 5 3.8%

| 5.9% | |
|------------|---------|
| ③ 19.5% | 1 42.4% |
| ② 28.4% | |
| | |

②設備投資・研究開発を促進する税制の拡充

①法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等

下より3つ以内で選んで下さい。 係)で特に重視すべき点について、以 たり、中小企業向けの税制(法人税関 令和フ年度税制改正を検討するにあ

②賃上げを検討したい

①賃上げをする

③賃上げは難しい

中小企業向け税制

| D | 2 | 3 | 4 | (5) | 合計 |
|----|-----|-----|----|-----|-----|
| 39 | 194 | 133 | 40 | 26 | 682 |
| | | | | | |

り3つ以内で選んで下さい(免税事業

者の方は、空欄のままで結構です)。

法人関係/企業の賃上げ

政府は持続的な賃上げを目指してお 会社では今年の賃上げについてどう 積極的な賃上げ等を促すための税制 ます。令和6年度税制改正において、 業の賃上げが大きな課題となってい りますが、物価が高騰する中、中小企 対応しますか 措置が講じられていますが、あなたの

がとうございました。

ただきました。ご協力誠にあり

①課税事業者であり、登録申請をしている 令和5年10月1日から「インボイス を交付するためには「適格請求書発 制度」が導入されました。インボイス 申請状況をお聞かせください。 ますが、あなたの会社における登録 行事業者」の登録申請が必要となり 消費税/インボイス制度①

3.1% 0.7% 0.7% ⑥その他 ⑤登録申請はしない ④免税事業者であるが、登録申請をするか検討 ③税事業者ではあるが、これから登録申請をする ②免税事業者であったが、登録申請をした 中である ① 92.1% <u>4</u> 1 632 15 8 6 合計 (5) 5 686 21

28 } }

| 9.9% 12.0% 10.2% | 8 0.7% 9 2.1% | 332571 |
|------------------------|------------------------|--------|
| 30.7% 3 52.3% | 49.0% | |

①取引先が適格請求書発行事業者かどうかの 確認作業

- ②受領した請求書等がインボイスの要件を満た しているかの確認作業
- ③インボイスの要件を満たしていない請求 書等 を受領した際の対応
- ⑦インボイス処理に伴う設備等への負担増 ⑥事務負担の増加による人件費の負担増
- ⑧特に問題なく対応できている

3 380 223 74 416 356 合計 7 9 87 72 78 15 726

どのような負担が増えたのか、以下よ はあるが、課税事業者となる予定の方 課税事業者の方(現在は免税事業者で 消費税/インボイス制度② 度が導入されたことにより、具体的に も含む)にお聞きします。インボイス制

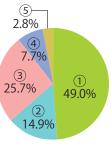
⑤従業員への社内教育・研修

④会計帳簿の記入や会計ソフトの操作

ではあるが、課税事業者となる予定 課税事業者の方(現在は免税事業者 の方も含む)にお聞きします。今後の をお聞かせください(免税事業者の 免税事業者との取引についてお考え 方は、空欄のままで結構です)

②課税事業者にならなければ取引は難しい ⑤その他 ④取引をするかしないかについて検討していない ③6年間の経過措置等が終了するまでは取引 ①これまでと変わりなく取引を行う を行うが、その後については検討していない

★ 1 本のでは、 1 本のでは、 1 本のでは、 1 本のでは、 1 本の仕入れについて、 1 仕入税額相当額の一定割合を控除可能との仕入れについて、 1 仕入税額相当額の一定割合を控除可能とので、 1 本のでは、 1 本のでは、1 本のでは、 1 本のでは、 1 本のでは、 1 本のでは、1 本のでは、1 本のでは、1 本 3年は5%の控除が可能)経過措置や、②基準期間における る場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により が5000万円以下である事業者が行う課税仕入れについ 課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高 、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満であ



| 1 | 2 | 3 |
|-------------|-----|-----|
| 336 | 102 | 176 |
| (4) | (5) | 合計 |
| 53 | 19 | 686 |
| | | |

況等を注視する

②相続時精算課税制度など生前贈与制度の更

なる拡充を求める

①これまでの改正で十分であり、当面は利用状

について特に重視すべき点を2つ以 での改正を踏まえて、事業承継税制 税制支援策を講じています。これま 政府は、事業承継を促進するための

内で選んで下さい。

あなたの会社を事業承継するに当 たって、現時点での後継者の決定状況

④事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業

用資産への課税を軽減あるいは免除する制度

③納税猶予制度の特例措置の更なる拡充・延長

を求める

等について、お聞かせください

⑤その他

の創設を求める

①子や子以外の親族に事業承継する (後継者本人も承諾している)

/インボイス制度③

②親族外に事業承継する (後継者本人も承諾している)

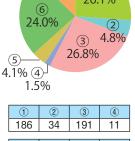
③後継者は決まっていない

(後継者候補に意思を確認していないを含む)

⑤事業承継はせず廃業する

④事業を売却する

⑦その他 ⑥当面、事業承継を行う予定はない



(7)

12.6%

① 26.1%

| 1.5 | % | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 1 | 2 | 3 | 4 |
| 186 | 34 | 191 | 11 |
| | | | |
| (5) | 6 | 7 | 合計 |
| 29 | 171 | 90 | 712 |
| | | | |

事業承継/相続税·贈与税納税猶予

えられますか。以下より3つ以内で選 件であり、制度の利用が伸び悩んで 例承継計画申請件数は約14500 和8年3月末まで2年延長されまし 続税・贈与税納税猶予の特例制度に 影響が長期化したことを踏まえ、相 いますが、その原因は何であると考 た。平成30年から令和4年までの特 おける特例承継計画の提出期限が令 んで下さい 令和6年度税制改正では、コロナの

地方税/固定資産税

/ 事業承継税制

12.7% 12.3% (2) (4) 42.0% 48.5% (3) 26.0%

| D | 2 | 3 | 4 | (5) | 合計 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 9 | 305 | 189 | 352 | 92 | 726 |
| | | | | | |

特例措置が創設されました(10年間の時限措置)。で)の撤廃、納税猶予割合の引上げ(10%から100%)等のの対象となる非上場株式等の制限(総株式数の3分の2ま

平成35年度税制改正では、これまでの措置に加え、納税猶予 る贈与税・相続税の納付が免除される制度です。 株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その

を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場 納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されてい

人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等 <参考>法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続

④都道府県庁や税務署に一定期間ごとに報告・届 ③認定申請書類等の作成、手続きが煩雑 ②内容が複雑すぎてよく分からない ①制度自体を知らない 出するのが手間

(9)その他 ⑦時限措置であり、相続・贈与のタイミングが合わない ⑥納税猶予額相当の担保を提供する必要がある ⑤納税猶予を取り消された場合のリスクが大きい 窓対応してもらえる専門家が少ない

8

8

| 34.1% | | | | | | | | |
|------------|-----|-----|-----|-----|--|--|--|--|
| 1 | 2 | 3 | 4 | (5) | | | | |
| 325 | 301 | 234 | 135 | 78 | | | | |
| ⑥ 7 8 9 合計 | | | | | | | | |
| 6 | U | (8) | (9) | | | | | |
| 26 | 131 | 38 | 50 | 687 | | | | |
| | | | | | | | | |

| 6 <u>19</u> 3.8% 5 11.4% | 5.5% | 1 1 1 | 9 .3% 47.3% | % |
|-----------------------------------|-------------------|-----------|-------------------|---|
| | (4) 19.7% 3 | ③ 4.1% | 43.89 | 6 |
| | | | 0 | |

| 1 | 2 | 3 | 4 | (5) |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 325 | 301 | 234 | 135 | 78 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 合計 |
| 26 | 131 | 38 | 50 | 687 |
| | | | | |

①商業地等の宅地の評価方法を見直す

き点を2つ以内で選んで下さい。

要との意見があります。固定資産税 の軽減に向けた抜本的な見直しが必 の一方で、負担感の高まりに伴って、そ

を見直すとした場合、特に重視すべ

が景気に左右されないことから地方 トを占める固定資産税は、その税収 地方の自主財源として大きなウエイ

税に適していると言われています。そ

②家屋の評価方法を見直

③償却資産(事業用資産)への課税は廃止を 含めて見直す

④免税点を大幅に引き上げる

⑤わからない

⑥その他



⑦デジタル化による業務改革 ⑥特殊法人や独立行政法人の見直し

| 1 | 2 | 3 | 4 | (5) |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 200 | 259 | 485 | 202 | 125 |
| | | | | 0-1 |
| (6) | (7) | (8) | (9) | 合計 |
| 184 | 142 | 146 | 20 | 687 |

①国と地方の役割分担の明確化と地方への

③議員数の削減および歳費の抑制 ②公務員の人員削減および人件費の抑制

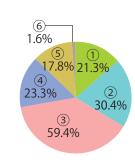
④議会のスリム化

⑤客観的なデータに基づく政策立案とその

なっています。あなたの会社において む中小企業にとっては深刻な問題と なってしまうことから、人手不足で悩 は就労可能時間が今までより少なく 上げにより、扶養の範囲内で働くに

パート等の就業調整による影響につ

つつあるものの、国民が納得するよう 国や地方では行財政改革に取り組み な抜本的改革は行われておりませ り3つ以内で選んで下さい。 すか。特に優先すべき項目を以下よ 心に見直すことが望ましいと考えま ん。国・地方においては、どの項目を中



| 1 | 2 | 3 | 4 |
|-----|-----|-----|-----|
| 146 | 209 | 408 | 160 |
| | (5) | 6 | 合計 |
| | 122 | 11 | 687 |

つとして、社会保険や税制上の扶養

に影響する「年収の壁」があると言わ

パート等が就労調整を行う要因の

税と社会保障

①人材を確保するためにはやむを得ない

②社会保険料の企業負担が増加するので反対である

れています。さらに、最低賃金の引き

④わからない ③就業調整による影響はほとんどない ②就業調整による影響はあるが、何とか対応し ている 18.6% (2) 26.8%

> り、今後の負担増が予想されますが う深刻な社会構造問題を抱えてお 国は、少子高齢化、かつ人口減少とい の合計額の対国民所得比)です。我が

国民負担率についてどう考えますか

①就業調整によって人員が確保できず困っている

いて、お聞かせください。

①高すぎる

⑤その他 (5) 13.7% (3) 33.2%

| 1 | 2 | 3 |
|-----|-----|-----|
| 133 | 192 | 238 |
| 4 | (5) | 合計 |
| 55 | 98 | 716 |
| | | |

④その他 ③わからない 4 10.7% ① 32.6% ③ 17.9% ② 38.8%

| 1 | 2 | 3 | 4 | 合計 |
|-----|-----|-----|----|-----|
| 219 | 261 | 120 | 72 | 672 |
| | | | | |

| 3 2.1% | 3.5 (4) 12.7 (2) 33.3 | | ① 48.7% |
|--------|-----------------------------------|-----|------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| | 329 | 225 | 14 |
| 1 | (4) | (5) | 合計 |
| | 86 | 22 | 676 |
| | 00 | 22 | 0/0 |

すが、どう考えますか。

されます。今後、企業規模要件をさら

「従業員15人以上」の企業にまで拡大

に見直していくことも検討されていま

47.6%、オーストラリア 47.5%、米国 37.9%、ドイツ47.9%、英国フランス 68.0%、スウェーデン 55.0%、ドイツ47.9%、英国

等)は、厚生年金保険・健康保険の加入 間以上働く等の短時間労働者(パート 従業員101人以上の企業で週2時

社会保険の適用範囲の拡大

<参考>各国の国民負担率(令和3年)

⑤その他 ④わからない ③低すぎる ②現状程度でよい

対象となっていますが、本年10月からは

■会員区分

| | 税制委員 | 役員(税制委員を除く) | 一般会員 | 合 計 | | |
|-----|------|---------------|------|--------|--|--|
| 回答数 | 13 | 112 | 518 | 643 | | |
| 構成比 | 2.0% | 17.4% 80.6% 1 | | 100.0% | | |

■資本金

| | 1千万円以下 | 千万円超~ 5千万円以下 | | | 3億円超~ 5億円以下 | 5億円超 | 合 計 |
|-----|--------|-----------------|------|------|----------------|------|------|
| 回答数 | 393 | 249 | 35 | 4 | 7 | 17 | 705 |
| 構成比 | 55.7% | 35.3% | 5.0% | 0.6% | 1.0% | 2.4% | 100% |

■前事業年度の申告状況

| | 黒字申告 | 赤字申告 | 回答保留・その他 | 合 計 | | |
|-----|-------|-------|----------|------|--|--|
| 回答数 | 477 | 145 | 86 | 708 | | |
| 構成比 | 67.4% | 20.5% | 12.1% | 100% | | |

■主たる業種

年度見通し、租税負担・社会保障負担

日本の国民負担率は45.1%(令和6

| | 製造業 | 建設 土木 不動産 | 卸売 小売 飲食 | サービス | その他 | 合 計 |
|-----|-------|-----------------|----------------|-------|-------|--------|
| 回答数 | 112 | 204 | 134 | 142 | 109 | 701 |
| 構成比 | 16.0% | 29.1% | 19.1% | 20.3% | 15.5% | 100.0% |

■従業員数

| | 4人以下 | | 2 0 ~ 99人 | 100~ 299人 | 300人 以上 | 合 計 |
|-----|-------|-------|--------------|--------------|------------|------|
| 回答数 | 183 | 255 | 182 | 60 | 27 | 707 |
| 構成比 | 25.9% | 36.1% | 25.7% | 8.5% | 3.8% | 100% |

制

令和7年度の税制改正に関する提言を決める

甲府法人会および山梨県法人会連合会は「令和7年度税制改正に

関する提言」を協議するための税制委員会を開催しました。

委員会からの意見を参考に以下の提言内容に決定して、 前ページまで記載の 「税制改正に関するアンケート調査」 公益財団法人 0) 回 答と

全国法人会総連合に提出しました。

令和7 般社団法人山梨県法人会連合会 年度税制改正に関する提言

内容となった。 負担増を回避し、 上げ減税の拡大等減税がずらりと並び、 税の定額減税に加え、企業向けでは賃 令和6年度税制改正は所得税・住民 財政規律を省みない

昇によるところが大きく、 は円安による好調な企業業績や物価上 見解がでている。どのようにして還元 するのか。また、近年の税収の上振れ た税収は既に使ってしまっているとの 元するというが、財務省からは増加し 首相がこれまでの税収増を国民に還 いつまで続

歳出水準に比べて税収が不足する状

税制改革論議が封印された。 を賄う安定財源の議論は避けて通れな の契機になるはずであったが、 況は変わっておらず社会保障や防衛費 政府が打ち出した少子化対策はそ 早々と

スのとれた税制の実現を要望する。 続、税の公平性の確保、課税の適正化 ために行われるべきであり、 税制改正を毎年行う目的は財政の持 バラン

財政健全化に向けて

1297兆円に達した。 台の予算の中で借金が過去最高を8年 我が国の令和6年度予算112兆円 続 で更新し、 令和5年度末で

> は一段と厳しくなっている。 13兆円を超える補正予算を編成した結 の給付金など物価高対策を盛り込んだ 加え、ガソリン補助金や低所得世帯へ 防衛費や社会保障費が増えたことに 国債の発行が積み重なり財政状況

消が進み、 黒字化を目指しているが、高齢化に伴 気刺激策を是正し、中長期的な財政健 描き、借金頼みの給付策や短期的な景 運営も平時の状態に復帰させる道筋を と思われる。日本経済の需要不足の解 う社会保障費の増加などで達成は困難 全化を国民に示すべきである。 政府は令和7年に基礎的財政収支の 金利も復活するなかで財政

社会保障制度について

期高齢者となり、年金をはじめとした 的な状況にある。 度の維持が困難になるほど極めて危機 社会保障費は膨張し続け、社会保障制 7年には団塊の世代が75歳を超えて後 障給付は急速な増大が見込まれ、 高齢化社会の急進展で今後の社会保 令和

向け、児童手当の拡充や、 に安定的な確保を目指すとしているが 部を国債で賄いながら令和10年度まで を決定し、財源については、当面は こどもが3人以上の多子世帯の大学授 化などを盛り込んだ「こども未来戦略 業料・入学金の無償化、 政府はこども・子育て政策の強化に 出産支援の強 扶養される

> 見直しなどの内容になっていて政府の、 改革の中身は無駄な歳出を抑えるとい ることを中心に取り組むとされ、歳出 ける医療・介護制度等の改革を実現す 齟齬が生じている。 う意味合いよりも、後期高齢者負担の 社会保障構築を目指す改革の道筋にお 歳出改革の中身については、 「財源は実質的な国民負担増なし」とは 全世代型

の歳出改革」を行うべきである。 いところから取るのではなく「異次元 「異次元の少子化対策」には取りやす

行政改革の徹底

(1)調査研究広報滞在費につい

るのは誠に遺憾である。早急に法改正 については法改正が先送りされている。 たが、使途公開や未使用分の国庫返納 を行うべきである。 で自分達の特権をたなざらしにしてい 在費は令和4年に日割支給に改正され れている100万円の調査研究広報滞 国民に負担を求める増税論議の一方 国会議員の歳費とは別に毎月支払わ

後の公開、 費は年間上限額の設定や領収書の10年 助成金から各議員に配られる政策活動 ととなったが、裏金の根源となる政党 た政治資金規正法の改正が成立するこ 20政党助成金及び議員定数について 監査する第三者機関の設置

る。 ま項となり国民意識とかけ離れている。 事項となり国民意識とかけ離れている。

マイナンバー制度について

ことが予定されている。 マイナンバー制度については、現在、 確定申告や住民票の取得などに利用さ れているが、政府は今後、現在の健康 ドへの一本化を目指している。中長期 ドへの一本化を目指している。中長期 にはマイナンバーと公的給付受取口 座や全ての預貯金口座とリンクさせる

べきである。で、制度普及の理解を高めていく 護やセキュリティー面に十分留意した る水準には至っていない、個人情報保 る水準には至っていない、個人情報保 正な社会の実現」は、国民が実感でき 正な社会の実現」は、国民が実感でき できである。

稅制関係

政策減税の検証について

上回った。

8兆6975億円で9年連続8兆円を和4年度の政策減税の減収額はの以下がを国会に報告した令がらい減収したかを国会に報告した令がらい減収したかを国会に報告した令

総務省が毎年租税特別措置の効果を

だった。
をが著しく不十分」と厳しい評価がく
対果が示されてなく「分析・説明の内
が決まった賃上げ減税は、過去の減税

賃上げ減税の効果を検証するには減 税が適用されなかった企業よりも適用 された企業の方が賃上げをしているこ とを示さなければならないが、現状で はどの企業が減税の恩恵を受けている に見合った効果が得られているか検証 に見合った効果が得られているか検証

法人税関係

1.中小企業者等の軽減税率の特例の

金算入の特例措置について 2. 少額減価償却資産の取得価額の損

中小企業者等が取得価額30万円未満

の適用期限を延長すること。
場合、年間取得価額合計額300万円をまでは取得価額の全額を損金算入できるとなっているが上限額300万円をお廃し全額を損金算入とする。なお、では取得価額の全額を損金算入できると。

3.受取配当金等の益金不算入制度の

現行の受取配当金等の益金不算入制度は株式の100%を保有する完全子会社や持ち株比率が3分の1を超える会社や持ち株比率が3分の1を超える金不算入、株式等保有割合が5%超3分の1以下の企業からの配当金は20%が益金不算入、株式等保有割合が5%を益金不算入、株式等保有割合が5%を益金不算入、株式等保有割合が5%となっていて課税ベースを縮小して入となっていて課税ベースを縮小して入となっていて課税ベースを縮小して

受取配当金の課税除外は株式投資の配当だけを優遇する措置であり、同時に投資活動へ注力できるほど資金量のある大企業に対しても優遇措置といえることから応分の負担を求めるべきである。

役員給与の損金算入について

4

入されるが、役員給与については、一使用人に支給する給与は原則損金算

なっている。 定の給与以外のものは損金不算入と

また、業績連動給与について経営者べきである。 役員給与は職務執行の対価であるこ

入を認めるべきである。同族会社も一定の要件のもとに損金算のモチベーションを高める観点から、

5. 慶弔費等の交際費からの除外につ

十分とはいえない。の見直しが行われたが、改正の効果は制改正で特例措置の延長と飲食費基準交際費課税について、令和6年度税

費から除外すべきである。

の範囲内であることを要件として交際の範囲内であることを要件として交際の範囲内であることを要件として交際のである。

所得税関係

1. 所得税改革について

額が増加するほど減少する逓減現象に計所得金額が1億円をピークに所得金なっているが、現行所得税負担率は合る税負担率が高くなる累進課税制度と所得税は収入の多い人ほど適用され

なっている。

税の構造が逆進的になっている。 低い分離課税が適用されていて、 金や債券の利子など金融所得に税率の これは株式の譲渡益や配当金、 所得 預 貯

策がとられたが、対象は所得が約30億 円を超える超富裕層だけが対象で、 差是正には全く不十分である。 令和5年度税制改正でようやく是正 格

制度の整備など諸般の措置が必要とな 本筋である。そのためにはマイナンバー き上げ、所得再分配といった基幹税と る。総合課税を実施するまでの応急措 すべて合算し、総合課税とすることが 要である。 しての本来の機能を回復することが肝 まずは分離課税となっている所得を 分離課税の税率を大幅に引

2.災害控除制度の創設につい

なっている。 現行の雑損控除は災害による損失と 横領による損失が同じ取扱いに

損控除から独立した控除の創設を要望 金で損失がカバーでききれないため雑 領による損失よりも多額であり、 きている。災害による損失は盗難、 近年は各地で大規模な自然災害が起 保険 横

3 各種控除制度の見直

る。整理・合理化を図るべきである。 が著しく、 り親控除の創設等により制度の複雑化 き下げや基礎控除の引き上げ、 中で給与所得控除、公的年金控除の引 化に対応すべきであるが、現行制度の 所得税に関する各種控除は、 事務負担などが増加してい 社会変 又ひと

ある。 ども一体として働き方改革にふさわし いものとなるような検討を行うべきで けではなく、社会保障制度の在り方な 整理・合理化にあたっては、 、税制だ

4 年少扶養控除の復活につい て

実効性があるべきである。 減殺されるものであり、子育て支援は 子育ては全ての世帯にとって担税力が 逆転現象が生じる問題もある。出産と の前後で児童手当を含めた世帯収入の 給されるが所得制限があり、 卒業までの児童を養育している者に支 組された。児童手当は0歳から中学校 は子供手当が廃止され、児童手当に改 い、平成23年に廃止され、平成24年に 少扶養控除は子供手当の創設に伴 所得制限

るべきである。 自然ではない。 観点からも二重に支援することは不 政府の「異次元の少子化対策」 年少扶養控除を復活す

源泉所得税の納付期限につ いて

限を給与等の支払月の翌月末日に、 収義務者の事務効率の観点から納付期 もおおむね月末となっている。源泉徴 月末に行われており、諸公課の納期限 日と7月末日に改めることを要望する。 我が国 納期特例適用者の納期限は1月末 の取引の決済は、 ほとんどが ま

消費稅関

軽減税率制度の廃止につ

41

7

障と税の一体改革」という当初の目 及び税収確保の観点から、税率10%ま すべきである。 を達成するために軽減税率制度を廃止 では単一税率を要望してきた。「社会保 て事業者の事務負担増、 法人会はこれまで消費税増税につ 税制の簡素化 的

となった。 らず、事業者の事務負担が増える結果 といわれたが、高所得者も利用できる ため消費税の逆進性の解消にはつなが また、軽減税率制度は低所得者対策

の実施を要望する。 低所得者対策としては簡素な給付措

2 適格請求書等保存方式の経過措置 について

するべきである。 過措置ともインボイス制度の定着と、 9月30日までとなっている。これら経 る「少額特例」は適用期限が令和11年 かに拘わらず、税込1万円未満の課税 がインボイス発行事業者であるかどう 免税事業者からの課税仕入れであって 例」は、令和8年9月30日までの経過 中でも小規模事業者のインボイス登録 性が損なわれている。また、制度導入 象などが発生しており、 ない環境醸成の為に、適用期間を延長 小規模事業者が経済取引から排除され 仕入れについて、仕入税額控除ができ れに係る経過措置」の特例及び取引先 できる「免税事業者等からの課税仕入 も一定割合を仕入税額とみなして控除 時の当初の負担増に配慮した「2割特 にあたり各種の経過措置が設けられ、 の価格転嫁は困難になり、税制の中立 または取引価格の減額要請を受ける事 てきており、 導入以前から様々な問題点を指摘され 求書等保存方式(インボイス制度) 措置であり、その適用期間は短い。また、 に免税事業者が取引から排除される、 令和5年10月から導入された適格請 インボイス制度の導入後 消費税相当額 は、

弱い企業・個人に負担がしわ寄せされ るおそれがあるという指摘もあり、 る可能性が高いことから、滞納が増え 目的とした制度変更は、取引で立場の さらに、税の公平性を高めることを

消費税滞納への対策強化も要望する。 民の信頼を損なうことになりかねず、 納を看過することは消費税に対する国

事業承継稅制関係

課税について 土地・建物および非上場株の相続 の非

事業に供している土地と建物が相続時 相続も非課税とすることを要望する。 さらに事業に供している土地と建物の ために、非上場株の相続を非課税とし、 ながる。 に非課税となれば経済の活性化にもつ 中小企業の円滑な事業承継を進める

相続稅関

相続税基礎控除額の引き上げにつ

いて

800万円×法定相続人の数)に引き 課税件数割合は改正前の2倍程度に き下げられて課税が強化され、 なっている。 -000万円×法定相続人の数)に引 |年度税制改正で(5000万円+ |礎控除額を(4000万円 + 00万円×法定相続人の数 現行の基礎控除額 課税割合が高すぎるため、 (3000万円 は平成 相続の +

上げを要望する。

相続時精算課税制度の非課税枠を 拡大等について

2

ある。 については、相続時かあるいは贈与時 にすること。 度を選択した人への贈与でも、 利用したことから発生するデメリット はあるものの、内容の複雑さや、どん 2500万円までの贈与には贈与税が を満たした場合は適用を受けられよう 本制度を選択した場合でも一定の要件 従来からある内容の複雑さとデメリッ る可能性は大きいとみられる。 使い勝手が良くなり利用する人が増え かからず申告もいらなくなり、 令和6年1月以降、相続時精算課税制 令和5年度税制改正で新たに「年 も多く、利用する人が少ないことから、 な場合に適しているかが分かりづらく、 者に多額の財産を移転できるメリット 与回数、年数に制限がなく早期に若年 かからず、 0 トも変わらず残っていることも事実で 110万円までなら贈与税も相続税も 110万円の基礎控除」の枠が加わり、 いずれか評価の低い方を選択適用で 相続時精算課税は一定の直系親族間 贈与に認められた特例として、 さらに当該制度の活用促進のた 小規模宅地等の特例について、 贈与財産の種類、金額、 さらに、相続物件の評価 しかし、 かなり 年

> しを要望する を含め更なる利用しやすい制度の見直 きるようにするほか、非課税枠の拡大

3. 贈与税基礎控除額の引き上げにつ いて

あり、 思われる。このような観点から基礎控 の促進による消費拡大に寄与できると 年に110万円に拡大されて以来、 除額を現行の110万円から200万 正が無く低い水準に設定されたままで また、若年層への資産の円滑な移転 ·に110万円に拡大されて以来、改現行の贈与税の基礎控除額は平成13 への引き上げを要望する。

印紙税の廃止について

文書には課税されないというのは極め に課税されるが電子契約などデジタル て不合理であるため廃止を要望する。 印紙税は契約者や領収書などの「紙

土地の取得に関する税制措置について

を活発化させるためにも、 伴う優遇措置である。地方創生の動き の損金算入か税額控除が認められてい 特定の設備投資等に関しては特別償却 が、いずれも減価償却資産の取得に 中小企業対策などの政策目的のため、 土地活用を

る

制措置を要望する 容易にするよう土地の取得に関する税

資産が高齢者に遍在している。

2

止について

償却資産に対する固定資産税の廃

税が稀であることから廃止を要望する。 となっており、 造業を中心とする多額の設備を有する 企業においては、固定資産税が高負担 の設備投資を阻害している。特に、 小企業にも課税されるため、中小企業 償却資産に対する固定資産税は、 国際的にも事業用資産に対する課 企業収益を圧迫してい 中

超過課税について

3

1

固定資産税の見直しについて

地方税関係

格に配慮した評価、居住用家屋は築後 多い。宅地の評価については、 もかかわらず、負担感が高いとの声が を要望する。 方都市の活性化に向けて、 抜本的な見直しを要望する。 経過年数に応じた評価方法にするなど 空き家の流動化に資する固定資産税制 固 定資産税は地価の長期的な下落に 空き店舗、 加えて地 実勢価

4.森林環境税及び森林環境譲与税に

とのすみ分けを明確にするとしている る。全国知事会は二重課税の誤解を受 題が指摘され、2種類の森林環境税は、 が、説明及び理解は十分にされてい なり納税者から不満の声が上がってい があるため、いわゆる「二重課税」と 森林保全を目的とする点で重なる部分 林環境税との二重課税になるという問 され、自治体が独自に導入している森 税に一律1000円が上乗せされるこ 整備等の森林吸収源対策を目的とした 度以降国税となる森林環境税も上乗せ ら、導入している県にとって令和6年 37府県で独自に導入されていることか 税は同じ森林整備の名目ですでに全国 ととなった。しかしながら、森林環境 深確保のために令和6年度から住民 ないため、 林環境税が地球温暖化防 自治体の独自の目的課税 止 や森林

また、森林環境税を財源として自治

源を巡っては、未活用額が4年間で 5%下げる見直しは前進したものと評 が多い自治体に十分な配分がなされな 質的に林業に限られている税金なのに、 度から市区町村及び都道府県への譲与 醸成を進めるとともに、 525億円に上るなど、 価するが、課税に先行して配られた財 面積の割合を5%上げ、人口の割合を 和6年度税制改正大綱において、森林 などから基準を見直す声が上がり、 どの財源を必要とする山間地の自治体 部に相対的に多い額が配分され、 る配分基準となっており、使い道が実 30%を人口、 が始まり、 体に配る森林環境譲与税は、令和元年 い算定基準となっており、森林整備な 森林が少なく林業が盛んではない都市 の検証が必要である。 50%を私有の人工林面積、 20%を林業就業者数とす 制度への理解 効果的な運用 森林 令

その他

ついて 及び揮発油への二重課税の解消に1.ガソリン等税制の根本的な見直し

7円に25・1円を加えた33・8円の暫にはガソリン1L当たり本則税率28・徐々に税率が引き上げられ、昭和49年とするために使用される目的税として担発油税は道路の建設や修理を目的

定税率が続いている。本来時限期間であるはずの暫定税率が長年にわたっており、そもそも道路特定財源であったにもかかわらず、道路整備が行き届いた現在では本来の目的以外にも使われているのが現状である。さらに、消費税が導入されて以降はこの揮発油税に消費税(5・4円)が課せられている。また同様に軽油も暫定税率となる軽油また同様に軽油も暫定税率となる軽油引取税1L当たり32・1円が課せられている。

がりしないのはありがたいが、結果的 く、消費者にとってはガソリンが値上 投入が続く悪循環に陥る可能性が大き が続けば、 という声が多い。また原油価格の高騰 助金を出すくらいだったら、 は、「税金を原資に石油元売り各社に補 ぼし、政府は令和4年初めから石油元 まりは国民生活や経済活動に影響を及 背景に拍車がかかり、ガソリンの高止 ライナ侵攻後、さらに歴史的な円安を に別の形で消費者の税負担増は避け にかかっている税金を減税してほしい」 してきているが、クルマの利用者から 格を維持する政策を累次にわたり延長 変緩和措置)することで、ガソリン価 売り各社に「ガソリン補助金」を支給(激 近年の原油価格高騰はロシアのウク 際限なく補助金 (税金) ガソリン の

想されることから、国民生活や経済活今後も原油が高止まりすることが予

直ちに解消することを要望する。正価格の在り方やエネルギー源の多様の抜本的な見直しを行い、揮発油税及の抜本的な見直しを行い、揮発油税及が軽油引取税の暫定税率は即刻廃止するとともに、揮発油税への二重課税をが軽油引取税の暫定税率は別が乗い適し必要不可欠なガソリン等燃料の適

租税教育について

教育の機会は「平等に提供されるべき」であることを踏まえ、小学校、中されることを要望する。また、国民にされることを要望する。また、国民にされることを要望する。また、国民に必要な生涯教育の一つという観点から 大学生や社会人まで拡充するなど国民 である。

3. 震災復興について

接を行う必要がある。 東日本大震災からの復興に向けて、東日本大震災からの復興に向けて、原発を行う必要があるとともに、原発を行う必要がある。

法

律

相

談

古屋法律会計事務所

以外の者の貢献を考慮するための方策

2

4.

きた。乙の遺産について丙は何らかの請求ができるか。」 の事業の手伝いをするとともに長期間(およそ5年間)乙の療養看護をして てきたが、令和6年6月30日死亡した。甲と乙の間には長男A、 が死亡した後、 次男B、長女Cがいた。長男Aとその妻丙は乙と同居し、丙は乙 「甲と乙は、 妻乙は甲の財産及び事業を受け継ぎ事業を継続し 結婚後、協力して甲の事業を継続してきた。夫甲

用になる特別寄与の制度が設けられた、と聞いたがその概要を説明して下さ を考慮する制度として、平成31年(2019年)7月1日以後の相続から適 この問題は以前から議論されてきたことであるが、相続人以外の者の貢献

られているため、相続人でない者、例えば、 護に務め、被相続人の財産の維持又は増 相続人の配偶者が、被相続人の療養看 かしこの寄与分は、相続人にのみに認め あると指摘されていた。 分配を請求することはできず、不公平で て寄与分を主張したり、何らかの財産の 加に寄与しても、遺産分割手続きにおい として寄与分の制度がある。し の貢献をした者が相続財産から 分配を受けることを認める制度 被相続人に対して療養看護等

この問題に対応する方法としては、

相

相続人に依頼することが心情的に困難 られる。しかし、被相続人の療養看護 相続人と養子縁組することなどが考え 段を執ることが困難な場合がある。 な場合が多い。また、このような法的手 等をする者が、このような法的手段を被 続人が遺言で遺贈すること、あるいは被 を受ける旨の契約を締結することや被相 続人以外の者が被相続人との間で報

制度を新設した。 者の貢献に報いるために、特別の寄与の し、被相続人の療養看護等に尽くした そこで、この問題について民法を改正

> こで(1)特別寄与料の請求権者を、被相 の親族ではないことになるから特別寄与 る。したがって、設問の長男Aの妻丙が 被相続人の死亡時(相続開始時)であ の親族でなければならないその基準時は、 限りました。なお、ここでいう被相続人 り、また2一寄与の内容を、被相続人の 続人の親族(相続人以外の親族)に限 複雑化、長期化するおそれがある。そ が考えられる。そうすると相続の処理が 限定をしないと、親族以外の者からの申 を認めたり、また、貢献の内容について 料の請求はできないことになる。 ていた場合には、相続開始時に被相続人 被相続人の死亡前にAと離婚してしまつ ①療養看護、 し立てや寄与の内容も多岐にわたること 加に貢献した者の全てにこの制度の適用 しかし、被相続人の財産の維持又は増 回無償の労務の提供、に

3. また、特別寄与料の請求権者はその権 率で請求することができることにした。 求する必要はありません。ただし、各 のではなく、相続人の一部の者に対して で指定相続分があるときは指定相続分) 各相続人に相続分(法定相続分、遺言 相続人にどの額を請求できるかについて ある相続人の妻が相続人である夫に請 も請求できる。したがって特別寄与者で 全員を相手にしなければならないという ことにした。しかし、その請求は相続人 とは別に相続人に対して請求するという 求は遺産分割の中ではなく、遺産分割 利の行使を遺産分割の当事者の一人とし て参加するのではなく、特別寄与料の請

> とになりますが、その協議が調わないと けられました。 開始の時から1年以内」という制限が設 要がある。そこで、特別寄与料の請求は するためには、特別寄与者が権利行使 きる。一方、遺産分割手続きを含めた相 て協議に代わる処分を請求することがで は、特別寄与者は、家庭裁判所に対し き、または協議することができないとき 別寄与者と相続人との間の協議によるこ を知った時から6ヶ月以内」及び「相続 に代わる処分を請求できる期間として、 特別寄与者が家庭裁判所に対して協議 をするか否かが早期に明らかにされる必 続を巡る紛争を全体として早期に解決 「特別寄与者が相続の開始及び相続人 特別寄与料の額については、通常、

が、重要な改正ですので紹介することに しました。 以上が特別の寄与の制度の概要です

詫びするとともに、 記事タイトルの表記に誤りがありました。 しました「法律相談」(P7)において、 いただきます。 大変ご迷惑をお掛けしましたことをお 第162号(令和6年4月号)に掲載 左記の通り訂正させて

「共有物の分割における全面的価

(正)「不動産の相続登記の義務化.

談

相

木調整に向けて



税

東京地方税理士会 甲府支部

税理士 塩谷

複雑でお客様から多くのご質問をいただいております。そこで今回は、 給与所得者に焦点を当て、 近年の物価高騰対策として令和6年6月から始まった定額減税。制度自体 定額減税の注意点を説明させていただきます。

一制度の概要

2000万円以下の場合が対象となります。 下の方。給与収入のみの方は、給与収入が 居住者かつ合計所得金額が1805万円以 対象者 令和6年分の所得税の納税者で 定額減税の概要は左記の通りです。

3万円+住民税1万円)、同一生計配偶者 税額が控除されます。 または扶養親族1人につき4万円の定額減 減税額 納税者本人には4万円(所得税

次減税) の額から定額減税額が控除されます。 泉徴収される所得税及び復興特別所得税 1日以降に支払われる給与・賞与から源 給与所得者は、令和6年6月 月

■定額減税の注意点

を次にまとめました。 定額減税に関するよくある問い合わせ

海外に扶養親族がいる場合

親族は対象外となります。 族に限られるため、海外に住んでいる扶養 定額減税の対象は居住者である扶養親

副業している場合

税の対象になることはありません。 処理が行われます。複数の会社で定額減 書を提出している主たる会社で定額減税の 副業を行っている方は、扶養控除等申告

ふるさと納税への影響

ふるさと納税の限度額は定額減税を行

する等の影響はありません。 減税によってふるさと納税の上限額が減少 う前の所得割額によって決まるので、定額

住宅ローン控除への影響

後の所得税に適用されるので、定額減税に 影響はありません。 よって住宅ローン控除の額が減少する等の 定額減税は住宅ローン控除が適用された

■本年度の年末調整の注意点

令和6年6月2日以後に入社した場合

はないため、月次減税を受けることはでき できます。 税額の控除(年調減税)を受けることが 出された場合、年末調整において定額減 ません。ただし、扶養控除等申告書が提 基準日である6月1日時点では従業員で

令和6年6月以降に子供が生まれた場合

関する事項)に記載することで年調減税 年末調整で扶養控除等申請書(住民税に 6年12月31日時点で扶養親族であれば 額の計算に含まれます。 年の途中で出生した子供について、令和

扶養親族が亡くなった場合

れれば、年調減税額の計算に含まれます。 その親族が死亡時点で扶養親族と判定さ あった親族が年の途中で亡くなった場合 令和6年1月1日時点で扶養親族で

ている場合 給与所得者で公的年金等も受け取る

申告が不要な場合を除き、確定申告にお 用されるため、給与からの定額減税と重 額とを精算する必要があります。 いて最終的な年間の所得税額と定額減税 複して適用されることになります。 る場合、公的年金等からも定額減税が適 給与と公的年金等の両方を受給してい

の一部にすぎません。無数のケースが存在 税ではなく、なぜ定額給付にしなかったの ス(二重取り)も存在します。このよう で8万円の減税を受けられてしまうケー し、また、制度設計に欠陥があり、1人 きましたが、今回ご説明できたのはほん が、今さら変わることはありません。 かという声が皆様から聞こえてきそうです に不公平で、難解で、煩雑である定額減 定額減税における注意点をお伝えして

ましょう。 がら月次減税そして年調減税を乗り切り いますが、最新の情報にアンテナを張りな には大きな負担がのしかかり、大変かと思 定額減税は今年限り。特に経理担当者

社のをめの

会社にまつわる『『珍りの『『『『』をお伝えします。



(協力:甲府税務署)

源泉所得税

単身赴任者等の帰省旅費を会社が負担した場合、原則として、 非課税の旅費には該当せず、給与等として源泉徴収が必要です。

夏休みに実家へ帰省する計画を立てていた入社1年目の人事担当Aさんが、会社の旅費 規程に単身赴任者に対して帰省旅費を支給する制度があることに気が付きました。

なお、この会社の帰省旅費の制度は、給与支給の際、単身赴任者に対し月1回分の帰宅 旅費を手当として支給する制度です。



当社では、単身赴任者に対して帰省旅費を支給する制度があるんですね。 私は、夏休みに自費で実家に帰省しなければならないのに、単身赴任者は会社の費 用で帰省できるのはうらやましいです。



実家に帰省する A さんと単身赴任者は、ちょっと条件が違う気がするけどね。 ところで、この帰省旅費は給与所得として課税されているんだよ。

ベテラン職員 B

人事担当A

あれ?旅費は非課税と聞いたことがありますが、違うんですか。

の旅行について通常必要と認められるものなんだ。

非課税とされる旅費は、所得税法第9条第1項第4号に規定されているとおり、 ①従業員等が勤務する場所を離れて職務を遂行するための旅行、②従業員等の転任に 伴う転居のための旅行、③就職又は退職した従業員等のこれに伴う転居のための旅行、 ④死亡により退職した従業員等の遺族のこれに伴う転居のための旅行、この①から④

帰省旅費は、①から④のどれにも該当しないので給与所得として課税が必要になる んだよ。



帰省旅費は非課税に該当せず、本来、従業員等が負担すべき費用を会社が負担して いるため、会社から従業員等に経済的な利益を与えたとして給与所得課税が必要とい うことですね。



ベテラン職員 B

例外として、外国人社員の休暇帰国(ホームリーブ)のための旅費は、一定の要件を 満たした場合には課税しなくても差し支えない、という個別通達があるんだけれど、 この通達は「本国を離れ、気候、風土、社会慣習等の異なる国において勤務する者」 を対象とする趣旨なので、この通達の適用を受ける外国人は、職務命令で日本に勤務 する外国人と考えられているんだ。

だから、採用以前から自分の意志で日本に居住している従業員等にはこの通達の適 用はないとされている点に注意が必要だね。



基本的に、帰省旅費は給与課税が必要ということですね。 他に、旅費規程等で給与課税する必要がある支払はありますか。



ベテラン職員 B

年額や月額で支給される渡切りの旅費については、原則として、職務を遂行するた めに行う旅行に充てるものとして支給する金銭であっても、給与等として課税が必要 となるね。

ただし、この渡切りの旅費についても、その支給を受けた人の職務上の旅行の実情 に照らして、明らかに非課税となる旅費に相当すると認められる金品については課税 しないこととされているよ。

【関連法令】所得税法第9条1項4号、所得税基本通達28-3、昭和50年1月16日直法6-1

法人税の電子申告は

4 社に 3 社が ALL e-Tax です!!

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、 添付書類(財務諸表や勘定科目内訳明細書等)を含めたe-Tax (ALL e-Tax)を 推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ 行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要 遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費 の削減

法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax (ALL e-Tax) の利用はどのくらい進んでいますか?

02

e-Taxで送信できる添付書類の データ形式は決まっていますか?

03

CSV形式で財務諸表を作成し、 e-Taxで送信する方法を教えて ください。

法人が主要な別表や財務諸表など、 申告に添付すべきものとされている 書類をe-Taxで送信した割合は 74.1% (令和4年度)です。

法令により、提出する書類ごとに データ形式が定められています。

- 令財務諸表 XBRL形式・CSV形式
- ◇勘定科目内訳明細書

XML形式·CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出 が認められていません。

「国税庁動画チャンネル」 YouTube に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法に ついては裏面をご覧ください。





国税庁 法人番号7000012050002

令和6年3月

山梨県からのお知らせ





インターネットで簡単・便利! 地方税の納付に『eLTAX』の活用を!

地方税共同機構が運営する「eLTAX」(エルタックス)を 利用すると、県税の納付を自宅やオフィス、税理士事務所等 シボ 道様の声/ のパソコンからワンストップで行うことができます。

実際にやってみたら 簡単だった!

訪問支援で

サポートしてもらい 導入できました!

納付額が変わらなけ

れば先の先まで予約 できる点が便利!

こんなメリットが!

- 全ての地方公共団体へ電子納税ができる
- 納付日を指定してダイレクト納付ができる
- 金融機関窓口等へのお出かけ不要
- 納付事務の負担軽減
- 手数料無料

eLTAX について更に詳しい情報は 《eLTAX ホームページ》 https://www.eltax.lta.go.jp



事前に登録した金融機関口座を指定して、

県税を直接納付(ダイレクト納付)することができます。

納付日を指定して納付することもでき、手数料はかかりません。

複数の地方団体へ一括で電子納税できるため、事務負担の軽減につながり、 特に毎月の特別徴収に係る個人住民税の納付に活用すると、とても便利です。

電子納税できる地方税の種類

- ①個人住民税(特別徴収分)②法人県民税
- ③法人事業税 ④特別法人事業税(地方法人特別税)
- ⑤法人市町村民税
- ⑥県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割 など



◆事業所訪問によるeLTAX等の利用開始の支援を行っています◀

- ○県では、電子納税の利用推進を強力に進めていくため、税務署、市町村、金融機 関等と連携し、職員が事業所を直接訪問してeLTAXやe-Tax(国税電子申告・ 納税システム)のソフトウェア等のインストールや口座振替依頼書の作成などを支 援しています。
- ○この取り組みにより、これまでに多くの企業・事業所が eLTAX 等を導入し、納税 事務の効率化を達成しています。
- ○皆様におかれましても、是非とも積極的な活用をお願いします。

[問い合わせ先] 山梨県総務部税務課 2055-223-1386

新入会員紹介(令和6年4月~7月)(順不同・敬称略)

有限会社 Cream Land Agent

代 表 河西 不動産業

甲府市国母 4-22-6 レジデンスカサイ 102 TEL055-221-0320 FAX055-221-0051

エース・インターナショナル株式会社

代表者 秋山 秋山 元 生保代理店 業 種

住 甲府市徳行 3-8-28 所 TEL090-8818-5833

-般社団法人 FCyFINE PLUS

代 表 者 髙野 孫左ヱ門 種所 産学官連携団体 甲府市宮前町 6-43 TEL055-254-7005

未来建築研究所株式会社

向山_敦 代 表

業 種

韮崎市大草町下條西割 1411-1 龍王産業㈱ 内 住 所 TEL0551-45-6840 FAX0551-45-6870

合同会社あしやす

伊東 隆雅 表者

種 所

放食業・宿泊業・公衆浴場 南アルプス市芦安芦倉 1578 TEL055-288-2650 FAX055-288-2546

https://kanayamasawa.ashiyasustation.com

グリーンヒル・サポート

代 表 者 横山 茂生

業住 種 不動産業

甲府市緑が丘 2-11-5 TEL・FAX055-215-6172 所

U R https://www.greenhill-support.jp/

研修会等の予定

決算法人説明会・インボイス制度説明

リッチダイヤ

ンッチダイヤモンド総合市民会館ンッチダイヤモンド総合市民会館

発行所 公益 和6年2 Ė 報 府 0 サ

市中央社団法 55 8月 ンニチ 4丁目 人 輿 21**界水 順彦** $\overset{1}{\overset{2}{3}}$ 12 番 印 刷 21号 7 7 7

4

9月13日 源泉徴収事務について日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて 甲府法人会館

【内容】設立にともなう手続きと税金の申告・納税について | 消費税についての注意点| 法人税についての注意点 インボ 源泉所得税についての注意点 イス制度の概要等

株式会社石田興業

代表者 石田 建築土木

甲府市美咲 2-16-20

TEL055-215-0133 FAX055-215-0533

やまなし未来インベストメント株式会社

代 表 業 光良 投資助言業

甲府市丸の内 1-20-8 TEL055-267-6720 住 所

有限会社銀河の駅にらさき

武井 寿美 以升 道の駅内の小売業 韮崎市中田町中条 1795 TEL・FAX0551-25-5021 業住

合同会社韮崎鉄筋工業

表 福岡

鉄筋加工・ネジ切り加工他 堂

韮崎市大草町下條西割 1412 龍王産業韮崎工場 内 住 TEL080-2575-1861 FAX0551-45-6870

サ -キュレート

代表者 菊地 広告代理店 種

東京都八王子市明神町 2-5-5 パールハイツ 102

TEL080-2646-6062

リッチストーン株式会社

アヌプ・クマール・アルン・アガルワル 宝石、貴金属、輸出入、卸 東京都台東区上野 5-8-13

種

住

TEL03-4334-7658 FAX03-5812-3372

山和工業株式会社

代表者 丸山 優

業 種 建設業

住 所 甲府市池田 3-5-32 TEL055-242-8822

FAX055-242-8833 U R L www.woodtec30.jp

松島建設株式会社

三井 和利 代表者

建設業 業 種

甲斐市中下条 1744 TEL055-277-2127 FAX055-277-2157

有限会社坂本屋

芦澤 建設業 業

住 所

甲府市古関町 1063 TEL0555-88-2215 FAX0555-88-2066

有限会社藤原建設

代表者 藤原 忠司

甲斐市中下条 2015

TEL055-277-2276 FAX055-277-8200

公益財団法人山梨総合研究所

今井

業 種 地方(地域)調査研究機関

住 所

甲府市丸の内 1-8-11 TEL055-221-1020 FAX055-221-1050

https://www.yafo.or.jp

富士フイルム BI 山梨株式会社

本間 省三 情報システム 者種 表 住 所

甲府市国母 1-3-7 TEL055-225-5933 FAX055-225-5944 https://www.fujifilm-fbyamanashi.com R





企業防衛・福利厚生目的に 法人会のビジネスガードシリーズ



40th Business Guard

会員企業をサポートする AIG損保のリスクソリューション



ビジネスガート 40周年 記念サイト



この広告は保険の概要をご説明したものです。 ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。 2024年4月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 03-6848-8500 午前9時〜午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く) https://www.aig.co.jp/sonpo



政府労災の上乗せ補償

八分八十一任意労災(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償

八十八十二文子十九几(業務災害総合保険;文子7九几特約)

初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える

スマートプロテクト(総合事業者保険)

地域社会に貢献する

ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ

ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)

小巛と地震災害に備える

プロパティーガードサ企業地震保険

企業財産保険土 財物損害補償特約土 地震。噴火危険補償特約等

個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応

情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える

MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)

海外進出企業向けサポートプラン

WorldRisk

お問い合わせ・お申し込みは

A I G損害保険株式会社 山梨支店

〒400-0032 山梨県甲府市中央2-9-21 ファース甲府ビル4F TEL. 055-228-6311 FAX. 055-233-5323

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)